

参考資料

- ・ 山口県健康づくりセンター条例
- ・ 山口県健康づくりセンター規則
- ・ 施設の利用状況
- ・ 収入・支出状況
- ・ 修繕箇所実績一覧
- ・ 貸付物品一覧表

山口県健康づくりセンター条例

平成九年三月二十四日

山口県条例第二号

(設置)

第一条 県民の健康の保持及び増進を図るため、健康づくりセンターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 健康づくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県健康づくりセンター	山口市

(業務)

第三条 山口県健康づくりセンター（以下「健康づくりセンター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 健康の保持及び増進に関する研修に関すること。
- 二 健康の保持及び増進に関する相談及び指導並びに情報の提供に関すること。
- 三 健康の保持及び増進に関する調査及び研究に関すること。

(開館日)

第四条 健康づくりセンターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第五条 健康づくりセンターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可)

第六条 健康づくりセンターの施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 多目的ホール
- 二 第一研修室
- 三 第二研修室
- 四 第三研修室
- 五 第四研修室
- 六 健康指導室
- 七 栄養指導室
- 八 看護指導室

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 健康づくりセンターの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第八条 知事は、第六条の許可を受けた者又は健康づくりセンターの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者（以下「使用者」と総称する。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第九条 使用者は、健康づくりセンターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第十条 健康づくりセンターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

二 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

三 第六条の許可をすること。

四 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第一号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第二号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が健康づくりセンターの管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、健康づくりセンターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、健康づくりセンターを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、健康づくりセンターの効用を十分に発揮するとともに、健康づくりセンターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち健康づくりセンターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報（第十条

第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(利用料金)

第十三条 第六条各号に掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表第一に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額と別表第二に掲げる金額を合算した額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて健康づくりセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により健康づくりセンターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、健康づくりセンターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

(その他)

第十五条 この条例に定めるもののほか、健康づくりセンターの管理について必要な事項は、知事が定める。

(平一七条例六九・旧第九条繰下)

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第六九号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県健康づくりセンター条例（以下「改正前の条例」という。）第七条の規定に基づき委託している健康づくりセンターの管理に関する事務及び改正前の条例第八条第一項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第一〇号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年条例第一一号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第二七号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第四一号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第十三条、第十四条関係）

(平一七条例六九・平二六条例一〇・平三一条例一一・令三条例二七・一部改正)

項	施設の 名称	区分	単位	基準額
一	多目的 ホール	専用使用	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	一万二千五百六十円 一万六千七百五十円 二万九千三百十円 五千二百三十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	二千七百七十円の範囲 内で知事が定める額
		備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 (一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。 (二) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合又は保健若しくは医療の向上を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない健康の保持若しくは増進を図るための活動に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。 (三) 県の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (四) 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (五) 営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に七を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (六) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。		
二	第一研 修室	専用使用	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	四千四百円 五千八百六十円 一万二百六十円 千八百八十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	二千七百七十円の範囲 内で知事が定める額
		備考 一の項の備考は、専用使用の場合に準用する。		
三	第二研 修室 第三研 修室	専用使用	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	千二百五十円 千六百七十円 二千九百二十円 五百十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	千四十円の範囲内で知

			事が定める額
		備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 (一) 第二研修室又は第三研修室の一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。 (二) 一の項の備考の(一)から(五)までは、この場合に準用する。	
四	第四研修室	専用使用	午前九時から正午まで 六百二十円 午後一時から午後五時まで 八百三十円 午前九時から午後五時まで 千四百五十円 延長料一時間につき 三百円
		器具の使用	一点又は一組一回につき 千四十円の範囲内で知事が定める額
		備考 一の項の備考の(一)から(五)までは、専用使用の場合に準用する。	
五	健康指導室	専用使用	午前九時から正午まで 二千五百円 午後一時から午後五時まで 三千三百四十円 午前九時から午後五時まで 五千八百四十円 延長料一時間につき 千二十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき 千四十円の範囲内で知事が定める額
		備考 一の項の備考の(一)から(五)までは、専用使用の場合に準用する。	
六	栄養指導室	専用使用	午前九時から正午まで 三千百三十円 午後一時から午後五時まで 四千百八十円 午前九時から午後五時まで 七千三百十円 延長料一時間につき 千三百五十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき 千四十円の範囲内で知事が定める額
		備考 一の項の備考の(一)から(五)までは、専用使用の場合に準用する。	
七	看護指導室	専用使用	午前九時から正午まで 二千五百円 午後一時から午後五時まで 三千三百五十円 午前九時から午後五時まで 五千八百五十円 延長料一時間につき 千三十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき 千四十円の範囲内で知事が定める額
		備考 一の項の備考の(一)から(五)までは、専用使用の場合に準用する。	

別表第二（第十三条、第十四条関係）
（平一七条例六九・一部改正）

項	設備の名称	単位	金額
一	冷暖房設備又は照明設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額

山口県健康づくりセンター規則

平成九年三月三十一日

山口県規則第五十号

山口県健康づくりセンター規則をここに公布する。

山口県健康づくりセンター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県健康づくりセンター条例（平成九年山口県条例第二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、山口県健康づくりセンター（以下「健康づくりセンター」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十一条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 健康づくりセンターの管理に係る事業計画

2 条例第十一条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 健康づくりセンターの管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十一条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 健康づくりセンターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、健康づくりセンターの設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

- 一 健康づくりセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が健康づくりセンターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、健康づくりセンターの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一〇九号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県健康づくりセンター条例（平成九年山口県条例第二号）第六条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県健康づくりセンター規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

施設の利用状況

施 設 名	項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
多 目 的 ホ ー ル	件 数 (件)	149	163	149
	人 数 (人)	29,693	34,284	34,550
	利 用 料 金 (千 円)	7,681	8,243	7,348
第 1 研 修 室	件 数 (件)	219	257	248
	人 数 (人)	15,496	21,837	22,034
	利 用 料 金 (千 円)	4,360	5,456	5,010
第 2 研 修 室	件 数 (件)	225	197	220
	人 数 (人)	4,312	4,450	5,755
	利 用 料 金 (千 円)	813	836	931
第 3 研 修 室	件 数 (件)	191	175	182
	人 数 (人)	3,647	3,590	4,703
	利 用 料 金 (千 円)	757	731	720
第 4 研 修 室	件 数 (件)	195	193	189
	人 数 (人)	2,166	2,035	2,201
	利 用 料 金 (千 円)	385	421	423
健 康 指 導 室	件 数 (件)	333	118	128
	人 数 (人)	24,501	6,283	6,859
	利 用 料 金 (千 円)	2,388	1,067	1,090
栄 養 指 導 室	件 数 (件)	63	72	28
	人 数 (人)	745	946	665
	利 用 料 金 (千 円)	328	424	249
看 護 指 導 室	件 数 (件)	103	102	96
	人 数 (人)	1,400	1,295	1,323
	利 用 料 金 (千 円)	468	560	479
合 計	件 数 (件)	1,478	1,277	1,240
	人 数 (人)	81,960	74,720	78,090
	利 用 料 金 (千 円)	17,180	17,738	16,250

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

収入・支出状況

収入

(単位:千円)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	30,783	33,962	31,498
利用料金等	17,180	17,738	16,250
雑収入	4,047	454	464
合 計	52,010	52,154	48,212

支出

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	4,892	5,059	5,264
退職給付	77	255	85
福利厚生費	958	934	1,015
通信運搬費	290	288	293
消耗什器備品費	0	85	57
消耗品費	304	265	807
修繕費	224	1,038	1,845
印刷製本費	63	80	59
燃料費	0	0	
光熱水費	18,798	16,544	17,689
損害保険料	191	191	240
賃借料	349	349	349
租税公課	523	946	235
委託費(支払い負担金含む)	22,455	22,752	23,580
支払手数料	52	57	62
雑費	3	16	3
什器備品購入費	0	0	0
他会計振替額	1,176	1,693	0
合 計	50,355	50,552	51,583

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

修繕箇所実績一覧

資料 5

令和4年度

施設名	修繕内容	修繕額(円)	備 考
第4研修室	ブラインド修理	28,600	
1階女子トイレ	洋式便器押しボタン修理	14,300	
2階女子トイレ	洋式便器押しボタン、バキュームブレーカー修理	18,150	
1階女子トイレ	手洗器照明カバー破損修理	10,450	
看護指導室	蛍光灯安定器交換	20,900	
健康指導室	LED照明器具交換	105,600	
事務室	貸館管理パソコンメモリ増設	26,180	
合 計	7件	224,180	

修繕箇所実績一覧

令和5年度

施設名	修繕内容	修繕額(円)	備 考
多目的ホール	調光設備部品交換(冷却ファン)	660,000	
健康指導室	LED照明器具交換	137,500	
2階女子トイレ	和式便器押しボタン漏水修理	33,000	
3階女子トイレ	和式便器排水詰まり修理	8,800	
2階女子トイレ	洋式便器フラッシュバルブ取替修理	36,300	
2階女子トイレ	洋式便器フラッシュバルブ取替修理	39,600	
2階男子トイレ	照明不点灯の復旧修理(リモコンリレー交換)	59,400	
第2研修室他	研修機の修理(天板ロック、キャスター交換他)	15,400	
講師控室	蛍光灯安定器交換	48,400	
合 計	9件	1,038,400	

修繕箇所実績一覧

令和6年度

施設名	修繕内容	修繕額(円)	備 考
多目的ホール	プロジェクター用ランプ交換	113,300	
〃	通路灯バッテリー4個交換	28,600	
〃 (調理室)	無停電電源用バッテリーパック交換	43,780	
第1研修室	緞帳幕改修工事	187,000	
〃 (映写室)	音響架パワーアンプ交換	44,000	
看護指導室	ブラインド修理	14,025	
2階障害者用トイレ	照明不点灯の復旧修理(リモコンリレー交換)	24,200	
1階男子トイレ	和式便器フラッシュバルブ取替修理	41,800	
〃	SK排水槽漏水調査等	8,800	
2階男子トイレ	洋式便器フラッシュバルブ取替修理	63,800	
センターホール	自動ドア・電動排煙オペレーター点検作業	55,000	
〃	外部自動ドア装置更新工事	770,000	
〃	電動排煙オペレーター点検作業	341,000	
2階ロビー	ステンレス手摺り溶接修理	72,600	
電動リフト	キャスター部品交換	37,400	
合 計	15件	1,845,305	

貸付物品一覧表

資料6

No.	品名	規格	数量	取得年月	耐用年数	耐用年数経過年月
1	オーバーヘッドプロジェクター	エルモ HP-A305SQ	3	H9.3	5	14.3
2	OHP用スクリーン	エルモ三脚スタンド式スクリーン 3070M	3	H9.3	8	17.3
3	スライド映写機	オムニグラフック 253AF	3	H9.3	5	14.3
4	洗濯機	日立 NW-50R8(HP)	1	H9.3	6	15.3
5	衣類乾燥機	日立 DE-N5S(HP)	1	H9.3	6	15.3
6	乾燥機スタンド	日立 DES-P31(HP)	1	H9.3	15	24.3
7	ジューサーミキサー	日立 VA-70J(W)	3	H9.3	6	15.3
8	フードカッター	日立 FV-C3(WH)	3	H9.3	8	17.3
9	電気炊飯器	日立 RZ-YM18(W)	6	H9.3	6	15.3
10	電磁調理器	日立 MH-A13P(H)	1	H9.3	6	15.3
11	冷蔵庫	日立 R-D55X6(H)	1	H9.3	6	15.3
12	オーブンレンジ	日立 MRO-NF10	2	H9.3	6	15.3
13	デジタル塩分計	ナビス SS-31 11-524-01	7	H9.3	4	13.3
14	電子温度計	ナビス KEY 11-778-01	1	H9.3	4	13.3
15	電子温度計	ナビス KEY 11-778-04	1	H9.3	4	13.3
16	電子温度計	ナビス KEY 11-778-05	1	H9.3	4	13.3
17	温湿度計	ナビス 5485(ブラウン) 11-4050-01	1	H9.3	4	13.3
18	プレイルームクッション	セノー GA9580 プレイルームクッションA	1	H9.3	8	17.3
19	プレイルームクッション	セノー GA9573 プレイルームクッションC	1	H9.3	8	17.3
20	トンネル	セノー GA9561 トンネルメッシュ	1	H9.3	8	17.3
21	エアポリンミニ	セノー CB9020	1	H9.3	8	17.3
22	ペースクロック	セノー JG9200	1	H9.3	8	17.3
23	キャスターチェアー	サカイ SPR-553	10	H9.3	8	17.3
24	エスカート	サカイ SPR-595N	1	H9.3	8	17.3
25	米式四ツ折タンカ	日医 5-7132	1	H9.3	5	14.3
26	寝具一式(和室用)	ALL LIFE C-415-42 3点セット	1	H9.3	3	12.3
27	寝具一式(ベッド用)	ALL LIFE C-416-42 3点セット	1	H9.3	3	12.3
28	ポータブルトイレ	ALL LIFE D-404-54	2	H9.3	8	17.3
29	入浴台	多比良 20401	1	H9.3	8	17.3
30	浴槽台	多比良 20402	1	H9.3	8	17.3
31	プライベートスクリーン	日医 1-1024	3	H9.3	8	17.3
32	窓下ロッカー	日医 7-0511	2	H9.3	15	24.3
33	デジタル血圧計	オムロン HEM-707	2	H9.3	4	13.3
34	消毒機器セット一式	日医 5-1107 ほか	5	H9.3	4	13.3
35	圧力鍋	EBM 18-10セブエース 4.5L(57791)	3	H9.3	5	14.3
36	ガスコンロ	EBM ハイカラーコンロ MD-308P 都市ガス用	1	H9.3	5	14.3
37	包丁まな板収納庫	EBM 電気殺菌庫 CS-3010 乾燥機能付	1	H9.3	5	14.3
38	包丁研磨機	EBM シェフスチョイス (27750)	1	H9.3	5	14.3
39	ガス炊飯器	リンナイ 5升炊き RS-50S1	1	H9.3	6	15.3
40	ベットサイドレール	パラムウントベッﾄ KA-089	2	H9.3	8	17.3
41	車いす	パラムウントベッﾄ KK-305	1	H9.3	4	13.3
42	車いす	パラムウントベッﾄ KK-313	1	H9.3	4	13.3
43	車いす	パラムウントベッﾄ KK-311	3	H9.3	4	13.3
44	ギャッチベット	パラムウントベッﾄ KQ-803	1	H9.3	8	17.3
45	ベットサイドレール	パラムウントベッﾄ KQ-13	2	H9.3	8	17.3
46	マットレス	パラムウントベッﾄ KE-113	3	H9.3	8	17.3
47	ベットサイドキャビネット	パラムウントベッﾄ KF-560	3	H9.3	8	17.3
48	塩分計	アタゴ ES-421	1	H9.3	4	13.3
49	糖度計	ナビス 0-1型 11-522-01	2	H9.3	4	13.3
50	粘度計	ナビス PM-2B 11-814-03	1	H9.3	4	13.3

貸 付 物 品 一 覧 表

No.	品 名	規 格	数量	取得 年月	耐用 年数	耐用年数 経過年月
51	棒状硬度計	増田理科G型 06-030-803	1	H9.3	4	13.3
52	自助具セット	京都科学 KG1 12277	2	H9.3	5	14.3
53	入浴介助セット	京都科学 KT2 12601-000	1	H9.3	5	14.3
54	身のまわり用具セット	京都科学 KG5 12716	2	H9.3	5	14.3
55	介護実習用寝衣セット	京都科学 KT9 12720	3	H9.3	3	12.3
56	人工呼吸訓練人形	京都科学 M21 11238-000-010-020	2	H9.3	5	14.3
57	バイタルサイン人形	京都科学 M54 11273-100 ケース付	1	H9.3	5	14.3
58	実習用モデル人形	京都科学 M60 11287	1	H9.3	5	14.3
59	聴診器	京都科学 Y9 12199	3	H9.3	6	15.3
60	清拭用品セット	京都科学 U22 12610	2	H9.3	5	14.3
61	口腔清掃用具セット	京都科学 U21 12609	2	H9.3	5	14.3
62	排泄用品セット	京都科学 U24 12612	3	H9.3	5	14.3
63	標準血圧計	京都科学 Y12 12272	3	H9.3	5	14.3
64	伸縮式身長計	ヤガミ YG-200	1	H9.3	4	13.3
65	オーバーヘッドカメラ	松下 WE-MV180	1	H9.3	5	14.3
66	レーザーポインタ	LA-65	2	H9.3	5	14.3
67	折りたたみ椅子台車	30台用	7	H9.3	4	13.3
68	丸椅子		50	H9.3	8	17.3
69	回転黒板	コクヨ BB-R336W1W1N	1	H9.3	15	24.3
70	回転黒板	コクヨ BB-R336W1W1N	1	H9.3	15	24.3
71	会議テーブル	コクヨ KT-S110M ライトグレー	12	H9.3	8	17.3
72	会議テーブル	プラス LL-120TR エルグレー	1	H9.3	8	17.3
73	会議用テーブル	プラス MT-128PR	1	H9.3	8	17.3
74	会議用テーブル	プラス MT-128PR	1	H9.3	8	17.3
75	案内板	コクヨ GB-10N	3	H9.3	3	12.3
76	サインスタンド	コクヨ GB-S4	5	H9.3	8	17.3
77	演台	コクヨ WA-12MN	1	H9.3	8	17.3
78	演台	コクヨ WA-18M	1	H9.3	8	17.3
79	演台	コクヨ WA-18M	2	H9.3	8	17.3
80	演台	コクヨ WA-18M	1	H9.3	8	17.3
81	花台	コクヨ WF-12MN	1	H9.3	8	17.3
82	ショーケース	プラス ZHB-4154 シルバー	1	H9.3	15	24.3
83	パーティションスタンド	オカムラ L947TZ-Y430	10	H9.3	8	17.3
84	パーティションスタンド	オカムラ L947TE-T01	6	H9.3	8	17.3
85	電話台	オカムラ 4319TS-M643	8	H9.3	8	17.3
86	コートハンガー	オカムラ 4328AZ-SO10	1	H9.3	8	17.3
87	食器戸棚	ニシオ KBN-9B	3	H9.3	15	24.3
88	ソファ	ホウトク プラージュシリーズ	1	H9.3	5	14.3
89	会議用テーブル	アイチ CTN-600LB	10	H9.3	8	17.3
90	会議用テーブル	アイチ CTN-600LB	10	H9.3	8	17.3
91	会議用テーブル	アイチ CTN-600LB	70	H9.3	8	17.3
92	会議用テーブル	アイチ CTN-600LB	36	H9.3	8	17.3
93	会議用テーブル	アイチ MT-12N-450GLR	60	H9.3	8	17.3
94	折りたたみ机台車	アイチ 折りたたみテーブル専用台車450用	4	H9.3	4	13.3
95	応接セット	オカムラ S-65Cシリーズブルー	1	H9.3	8	17.3
96	応接セット	オカムラ ビレッティコレクション	1	H9.3	8	17.3
97	プランター	スガツネ A-HES145(VL)	10	H9.3	8	17.3
98	スモーキングスタンド	スガツネ A-SSP113(VL)	4	H9.3	3	12.3
99	傘袋スタンド	ステイト ST-W821S	2	H9.3	15	24.3
100	屑入れ	ダイチ DS-19S	20	H9.3	15	24.3

貸 付 物 品 一 覧 表

No.	品 名	規 格	数量	取得 年月	耐用 年数	耐用年数 経過年月
101	傘立て	ｽﾏｲﾄﾞ ST-Y757SPM	3	H9.3	15	24.3
102	テーブル	ｲﾝﾀｰﾃﾞｺｰﾙ ｵｰﾙﾌｵ	3	H9.3	5	14.3
103	スツール	ﾀﾞｲﾁ DT-41	6	H9.3	5	14.3
104	受付チェア	ﾌﾟﾗｽ KB-F23S1L	2	H9.3	8	17.3
105	事務用チェア	ﾌﾟﾗｽ KB-F27S1L	1	H9.3	8	17.3
106	事務用チェア	ﾌﾟﾗｽ KB-F27S1L	1	H9.3	8	17.3
107	事務用チェア	ﾌﾟﾗｽ KB-F27S1L	2	H9.3	8	17.3
108	片袖机	ﾌﾟﾗｽ L2-127D-4	1	H9.3	15	24.3
109	片袖机	ﾌﾟﾗｽ LX-127D-4	2	H9.3	15	24.3
110	講演台	天童木工 T-2496	1	H9.3	8	17.3
111	司会者台	天童木工 T-2497	1	H9.3	8	17.3
112	花台	天童木工 T-2498	2	H9.3	8	17.3
113	コインロッカー	ﾌﾟﾗｽ CL-P2408N グレー	8	H9.3	15	24.3
114	両開き保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-105A エルグレー	1	H9.3	15	24.3
115	両開き保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-105A エルグレー	4	H9.3	15	24.3
116	両開き保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-105A エルグレー	3	H9.3	15	24.3
117	両開き保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-105A エルグレー	2	H9.3	15	24.3
118	引き違いガラス保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-105G エルグレー	1	H9.3	15	24.3
119	引き違いガラス保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-105G エルグレー	4	H9.3	15	24.3
120	引き違いガラス保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-105G エルグレー	3	H9.3	15	24.3
121	引き違いガラス保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-105G エルグレー	2	H9.3	15	24.3
122	保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-180A	1	H9.3	15	24.3
123	両開き保管庫	ﾌﾟﾗｽ L5-80-A エルグレー	1	H9.3	15	24.3
124	講師用椅子	ｵｶﾑﾗ CX28CR-FM26	1	H9.3	8	17.3
125	講師用椅子	ｵｶﾑﾗ CX28CR-FM26	1	H9.3	8	17.3
126	講師用椅子	ｵｶﾑﾗ CX28CR-FM26	2	H9.3	8	17.3
127	会議用チェア	ﾌﾟﾗｽ MB-G35S ローズ	2	H9.3	8	17.3
128	会議用チェア	ﾎｳﾄｸ ﾍﾘｱｽDMC15	30	H9.3	8	17.3
129	会議用チェア	ﾎｳﾄｸ ﾍﾘｱｽDMC15	42	H9.3	8	17.3
130	会議用チェア	ﾎｳﾄｸ ﾍﾘｱｽDMC15	210	H9.3	8	17.3
131	会議用チェア	ﾎｳﾄｸ ﾍﾘｱｽDMC15	108	H9.3	8	17.3
132	多目的展示パネル	ｲﾄｰｷ DRB-2215N	15	H9.3	8	17.3
133	多目的展示パネル	ｲﾄｰｷ DRB-5201	30	H9.3	8	17.3
134	展示パネルポール	ｺｸﾖ SNF-E6, SNB-E1	100	H9.3	8	17.3
135	展示パネルポール	ｺｸﾖ SNF-E6, SNB-E2	100	H9.3	8	17.3
136	展示パネル	ｺｸﾖ SNP-E44 MN	100	H9.3	8	17.3
137	保管庫	ｺｸﾖ BWA-S09F1N	1	H9.3	15	24.3
138	賞状盆	18号 木製 漆塗り	2	H9.3	8	17.3
139	プロジェクタ台	ﾌﾟﾗｽ EV-601J	1	H9.3	8	17.3
140	OHP台	ﾌﾟﾗｽ EV-601PLL	1	H9.3	8	17.3
141	OHP台	ﾌﾟﾗｽ EV-601PLL	2	H9.3	8	17.3
142	テレビラック	ｺｸﾖ BD-VS105T	1	H9.3	8	17.3
143	ビデオ台	ｺｸﾖ BD-VS10F1	1	H9.3	8	17.3
144	プロジェクター一式	ﾊﾟﾅﾍﾞﾙ PT-DZ8700	1	H19.5	5	24.5
145	モニターテレビ	ﾊﾟﾅﾍﾞﾙ TH-P42GT5	1	H25.2	5	30.2
146	移動スタンド	ｵｰﾛﾗ FVS-52	1	H25.2	8	33.2
147	プロジェクター一式	ﾊﾟﾅﾍﾞﾙ PT-DZ13K	1	H30.3	5	35.3
148	会議用テーブル	ｺｸﾖ KT-1301MMAWNN	46	R3.3	8	11.3
149	会議用椅子	ｵｶﾑﾗ 8105SC-FSF1	138	R3.3	8	11.3
150	会議用椅子専用台車	ｵｶﾑﾗ 8105DD-Z721	5	R3.3	4	7.3